

平成31年度 佐賀県中小企業事業承継円滑化支援事業費補助金 F A Q

No.	分類	Q	A																				
1	事業承継	すでに事業承継を行っているのですが、本補助金に申請することは可能ですか。	平成31年1月1日以降に事業承継を行った又は行う予定の事業者が対象となっており、すでに事業承継を行った事業者も申請できます。																				
2	事業承継	計画書に記載する承継予定時期には何年以内という期限がありますか。	何年以内という期限はありません。円滑に事業承継が行える時期を記載してください。																				
3	事業承継	計画書に記載した承継予定時期までに必ず事業承継を行う必要がありますか。	やむを得ない場合を除いて、原則、予定した承継時期に事業承継を行ってください。																				
4	事業承継	後継者（候補）は代表者の親族以外でも良いでしょうか。	問題ありません。																				
5	事業承継	後継者（候補）が不在でも本補助金に申請することは可能ですか。	可能です。																				
6	補助対象	中小企業の定義を教えてください。	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者が該当します。具体的には以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種分類</th><th colspan="3">中小企業者の定義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td><td>資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社</td><td>又は</td><td>常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人</td></tr> <tr> <td>卸売業</td><td>資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社</td><td>又は</td><td>常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td></tr> <tr> <td>小売業</td><td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社</td><td>又は</td><td>常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人</td></tr> <tr> <td>サービス業</td><td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社</td><td>又は</td><td>常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td></tr> </tbody> </table>	業種分類	中小企業者の定義			製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
業種分類	中小企業者の定義																						
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人																				
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人																				
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人																				
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人																				
7	補助対象	個人事業主でも、本補助金に申請することは可能ですか。	可能です。																				
8	補助対象	特定非営利活動法人や一般社団法人、一般財団法人は対象ですか。	中小企業基本法の会社に該当しないと解されることから、対象外となります。																				
9	補助対象	同一人物が2つの事業を営んでいるのですが、それぞれの会社について申請することは可能ですか。	可能です。																				

平成31年度 佐賀県中小企業事業承継円滑化支援事業費補助金 F A Q

No.	分類	Q	A
10	補助対象事業	県外に所在する会社ですが、県内に所在する工場での事業は対象ですか。	県内に主たる事業所を有する中小企業の行う事業が補助対象ですので、対象外となります。
11	補助対象事業	同一事業に本補助金と他の補助金の両方を利用することはできますか。	同一費目に対する重複利用は認められません。
12	補助対象事業	すでに実施している事業を、本補助金の対象事業にすることは可能ですか。	すでに実施している事業は本補助金の補助対象事業とは認められません。
13	記入の仕方	従業員の範囲はどこまでですか。パート、アルバイト等も含まれますか。	常時使用する従業員です。契約社員、パート、アルバイトを含みます。
14	記入の仕方	従業員数はいつ時点のものを記載すればよいのでしょうか。また、何か証明する資料が必要ですか。	申請時の従業員数を記載してください。証明する資料等の提出の必要はありません。
15	提出書類	知的資産報告書とはこういった書類ですか。	知的資産経営報告書とは、事業者が有する技術、ノウハウ、人材等の重要な知的資産の認識・評価を行い、それらをどのように活用して事業者の価値創造につなげていくかを示す報告書を言います。 ※知的資産：財務諸表に表れない人材、技術、技能、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、目に見えにくい事業者の強みのこと。
16	提出書類	事業承継までに行う取組の分かる計画書とはどういったものが該当しますか。	既存の計画書で事業承継に向けた中長期的な取組について記載のあるものや事業承継計画書が該当します。 既存の計画書がない場合には、事業承継計画書の様式をHPに掲載していますので、そちらを参考に作成してください。
17	応募方法	応募書類の提出方法を教えてください。	郵送の他、ご持参での受付を行っております。
18	事業の実施	補助事業に係る契約において留意すべき点がありますか。	補助事業に係る契約においては、補助事業の遂行上困難又は不適當である場合を除き、二者以上による見積合わせを実施するなどして、単に利便性などで特定の業者を選定することがないようにしてください。
19	事業の実施	補助事業に係る支出を明らかにした証拠書類とはこういった書類ですか。	証拠書類については、各経費につき、見積書、請求書、領収書、納品書を原則揃えてください。 なお、一枚の証拠書類に対象経費と対象経費に該当しないものが含まれている場合、対象経費の金額がわかるように示してください。

平成31年度 佐賀県中小企業事業承継円滑化支援事業費補助金 F A Q

No.	分類	Q	A
20	補助対象経費	交付決定前に発注している経費は補助対象になりますか。	原則、交付決定前に発生した経費は補助の対象になりませんが、実施要領第4の2による事業実施計画の承認がなされており、かつ、交付決定前着手届を県に提出している場合は、交付決定前に事業に着手することができます。
21	補助対象経費	店舗改装について、増築も補助対象経費と認められるのか。	事業承継によるものであれば、移転・増築・改築・改装・新築等も補助対象となります。
22	補助対象経費	機械装置費には、設置等に要する経費は含まれるのか。	導入する機械器具備品の設置等に係る経費も補助対象です。
23	補助対象経費	機械装置費について、中古品は対象になりますか。	中古品は対象となりません。

本Q&Aに記載されている内容は代表的な質問の一部です。ご不明な点は佐賀県経営支援課（0952-25-7182）までお問い合わせください。